

奥野ダム 1 日開放デー 移動販売車（キッチンカー）出店募集要項

1 目的

奥野ダム 1 日開放デーのイベント活性化および賑わい促進の一環として、イベント範囲内の 1 部スペースを活用した移動販売車（キッチンカー）の出店を行い、来訪者の増加やイベントの魅力向上、地元事業者の販売機会の創出に寄与することを目的とする。

2 概要

(1) 場所

伊東市鎌田字横堀 1296-205

奥野ダム 1 日開放デーイベント範囲内の一部(別紙配置図参照)

※ 車両の設備(扉を広げる場合等の作業スペースも含む。)だけでなく、看板、のぼり等の設置位置も使用面積に含める。

※ 来庁者数：約 300 人（過年度来場者数）

(2) 出店形態

キッチンカー等の移動販売車により、ランチを含めた飲食物を販売する。

(3) 実施日時

令和 8 年 7 月 29 日（水）10 時 00 分から 13 時 30 まで

(4) 出店時間

10 時 00 分から 13 時 30 分まで

※ 8 時 30 分までに会場に入場し、退場はイベント受付の片付けの終了後とする。

(6) 使用料

無償とする。

(7) その他経費

出店に要する経費は、事業者の負担とする。

3 応募資格

(1) キッチンカーの営業等に関して、伊東市内で有効な許可等を有していること。

(2) 飲食物を販売すること。

※ 上記該当の有無については、必要に応じて課税資料等を閲覧することがある。

(3) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に課する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条に 規定する暴力団、指定暴力団等(それに類似する組織を含む。)、伊東市暴力団排除条例 第 2 条大 3 号に規定する暴力団員等及び警察当局から排除要請があるものでないこと。

※ 上記該当の有無については、必要に応じて伊東警察署へ照会を行うことがある。

- (5) P L 保険 (生産物賠償責任保険) 又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (6) 破産手続開始の決定を受けている場合は、復権を得ていること。
- (7) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (8) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (9) キッチンカーの営業等に関する許可等について、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善され再度の許可等を受けていること。
- (10) 営業の拠点を静岡県東部地域又は賀茂地域のいずれかとしていること。

4 許可条件

- (1) 発電機や火気を使用する場合は、消防署等関係機関の指導に従い、消火器の設置等必要な措置を講じること。
- (2) 出店場所が来場者及び一般の通行箇所付近であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - ア 自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを用意し、駐車する際に適切に取り付けること。
 - イ 車両を動かす際には、前後左右を確認する又は近くの方への声掛けを行うなど、安全管理を徹底すること。
 - ウ 車両の駐車及び看板等動産の設置に当たって、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。
 - エ 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- (3) 衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - ア 出店者は食品衛生責任者等の資格を有する者とし、出店の際は、原則として資格保有者が現場に常駐すること。
 - イ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (4) 県から指示があった場合、それに従うこと。
- (5) 出店、食品及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- (6) 本要項に定めるほか、関係法令を遵守し、熱海土木事務所長の指示に従うこと。

5 使用制限

- (1) 来場者及び一般通行人等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売、チラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み並びに大音量での音楽の再生は禁止する。
- (2) 店舗でゴミ箱を設置し、出店により発生したゴミは全て持ち帰ることとし、庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。

- (3) ダム施設(敷地内設備を含む。)の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- (4) 敷地内は、加熱式たばこを含み全面禁煙とする。
- (5) 飲食用の共用スペースは県の定める範囲(別紙配置図参照)とする。
- (6) 許可区画以外の使用(のぼり等の設置を含む。)、駐車等は禁止とする。ただし、作業のため一時駐車が必要な場合は、事前に連絡の上、県が指定する場所を使用することができる。
- (7) 酒類及び土木事務所長が不適切と認めるものの販売は禁止とする。

6 許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、許可を取消すことがある。なお、許可の取消しにより、出店者に損失が生じたとしても、県では補償しない。

- (1) 許可物件を県において公用又は公共用に供する必要があるとき。
- (2) 使用者が条件に違反したとき又は要項に記載の内容に違反していると判明したとき。
- (3) 許可物件を第三者に使用させ、又は転貸したとき。

7 手続

(1) 申込

ア 出店を希望する場合は、県が定めた申込期間内に必要書類を提出すること。

※(2)提出書類に規定する書類一式とする。

イ 事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能である。ただし、詳細を確認する場合は事前に連絡すること。

(2) 提出書類

ア 申込書兼誓約書

イ キッチンカーの営業等に係る許可書類の写し

ウ 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し

エ ＰＬ保険(生産物賠償責任保険)等証書の写し

オ 加入している場合には、施設賠償責任保険等証書の写し

カ 普段の出店状態が分かる写真

キ 主なメニューや価格が記載されたパンフレット又は資料

(3) 提出先

ア 宛先 〒414-0054 伊東市鎌田字横堀 1296-205 静岡県 奥野ダム管理所

イ 電話番号 0557-38-0711

ウ メール atado-ito@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 提出方法

ア メール、窓口への持参または郵送にて期限までに提出すること。なお、メールの場合は、送信後電話にて受信の確認を行うこと。

イ 奥野ダム管理所での受理は、9時30分から12時まで及び13時から16時までとする。
ウ 提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加提出を依頼することがある。

8 出店店舗の調整

出店店舗は4店舗までとする。複数事業者で重複した場合には、以下の基準で日程等の調整を行う。

(1) 下記に該当する場合は、優先的に調整する。

個人事業主の場合は、伊東市内に店舗を構えていること又は伊東市在住であること。

法人の場合は、代表者が伊東市在住であること又は主たる営業所の所在地が伊東市内であること。

(2) 上記以外は申込順に調整する。

9 その他注意事項

(1) 出店者情報及び出店の様子に関し、県ホームページ及び公式SNSにおいて公開することがあります。

(2) 災害等やむを得ない事情により、急遽出店の中止を指示することがあります。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、県からの補償は一切行いません。

10 問合せ先

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

静岡県 奥野ダム管理所

電話番号 0557-38-0711

メール atado-ito@pref.shizuoka.lg.jp

移動販売車（キッチンカー）出店申込書兼誓約書

以上

誓約書

私は、奥野ダム 1 日解放デー移動販売車（キッチンカー）出店申込にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 申込手続に必要な書類の提出にあたり、奥野ダム 1 日解放デー移動販売車（キッチンカー）出店の内容（出店募集要項）について十分理解し、これを承知したうえで申込いたします。
- 2 食品営業許可や生産物賠償責任法等の資格を有し、関係法令を遵守します。
- 3 食品及び食品販売に関する事故、苦情、返品などが生じた場合は責任を持って対処し、その処理に係る費用は全額負担します。
- 4 提出書類に記載した事項は、事実と相違ありません。